

特別委員会の設置について

1. 特別委員会の名称

石垣市議会基本条例等に関する調査特別委員会

2. 特別委員会の任務

本特別委員会は、石垣市議会基本条例等に関して調査研究し、本市議会に反映させる。

3. 期間

審査終了まで。

なお、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中も審査することとする。

4. 特別委員会の人数

本特別委員会委員の数は、10人とする。